議案第１１号

二宮町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年２月２１日提出

二宮町長　村田　邦子

〔提案理由〕

ごみ処理広域化を共に進める平塚市及び大磯町において、持込手数料の改定並びに改定に向けた検討が進められている状況を勘案するとともに、均衡性の確保や温室効果ガスの削減の観点から、県内周辺自治体と比べ乖離のある「じん芥持込処理手数料」を改定することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成５年二宮町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第１し尿を除く一般廃棄物の項金額の欄中「55円」を「110円」に改める。

附　則

この条例は、令和７年10月１日から施行する。

（議案第１１号）二宮町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後

別表第１（第29条関係）

種別	取扱区分		金額
（略）			
し尿を除く一般廃棄物	町が収集し、運搬し、及び処分するもの（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）で定める品目を除く。）	一般家庭から排出されるもの	町が指定するごみ袋 10ℓ袋　20枚につき134円 20ℓ袋　20枚につき177円 30ℓ袋　20枚につき232円 45ℓ袋　20枚につき320円
		事業活動に伴って排出されるもの	町が指定するごみ袋 20ℓ袋　20枚につき610円 45ℓ袋　20枚につき1,372円
		一般家庭から排出され、町が戸別に収集するもの 規則で定める指定品目	１個につき1,000円
		規則で定める指定品目以外のもの	１個又は１袋につき500円
	占有者等及び事業者が自ら町の施設へ搬入するもの	一般家庭から排出されるもの （１）　１回10kg以下	110円
		（２）　１回10kgを超えるもの	110円に搬入量が10kg（10kg未満は10kgとする）を増すごとに110円を加算した額

改正前

別表第１（第29条関係）

種別	取扱区分		金額
（略）			
し尿を除く一般廃棄物	町が収集し、運搬し、及び処分するもの（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）で定める品目を除く。）	一般家庭から排出されるもの	町が指定するごみ袋 10ℓ袋　20枚につき134円 20ℓ袋　20枚につき177円 30ℓ袋　20枚につき232円 45ℓ袋　20枚につき320円
		事業活動に伴って排出されるもの	町が指定するごみ袋 20ℓ袋　20枚につき610円 45ℓ袋　20枚につき1,372円
		一般家庭から排出され、町が戸別に収集するもの 規則で定める指定品目	１個につき1,000円
		規則で定める指定品目以外のもの	１個又は１袋につき500円
	占有者等及び事業者が自ら町の施設へ搬入するもの	一般家庭から排出されるもの （１）　１回10kg以下	55円
		（２）　１回10kgを超えるもの	55円に搬入量が10kg（10kg未満は10kgとする）を増すごとに55円を加算した額

改正後			
		事業活動に伴って排出されるもの	
		（１）　１回10kg以下	250円
		（２）　１回10kgを超えるもの	250円に搬入量が10kg（10kg未満は10kgとする）を増すごとに250円を加算した額

改正前			
		事業活動に伴って排出されるもの	
		（１）　１回10kg以下	250円
		（２）　１回10kgを超えるもの	250円に搬入量が10kg（10kg未満は10kgとする）を増すごとに250円を加算した額